

## 週休2日工事(現場閉所型) 休日等の考え方 (一般土木事業の場合)

## 【基本的な考え方】

- ・休日とは、現場での作業（現場事務所での作業を含む）は一切行わず、1日を通して現場閉所することをいう。
- ・工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとし、すべてのサイクルにおいて8日以上の日数を確保する。ただし、最後の1サイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断する。また、工事着手日から工事完成日までの期間が、28日間に満たない場合は、その期間内の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断する。
- ・雨天等により作業を予定していた日に作業ができなかった場合は、休日を予定していた日と振替えることができる。
- ・休日を予定した日に作業を行わなければならなくなった場合は、振替日を設定のうえ、作業を実施することができる。
- ・日曜日が祝日となる場合の振替休日（月曜日）は、現場閉所日の対象とする。
- ・原則として、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間を連続して取得すること。なお、夏季休暇、年末年始休暇については、土曜日、日曜日と重なった分は休日としてカウント可能とし、月～金曜日と重なった分は、カウント不可とする。

	月	火	水	木	金	土	日
計画	1	2	3	4	5	6	7
実績				着手日 出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	8	9	10	11	12	13	14
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	15	16	17	18	19	20	21
実績	出勤	出勤	出勤	雨振替休 ○	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	22	23	24	25	26	27	28
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	突発出勤	休日7 ○
計画	29	30	1	2	3	4	5
実績	出勤	出勤	出勤	振替休 ○	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	6	7	8	9	10	11	12
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	13	14	15	16	17	18	19
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	20	21	22	23(祝)	24(祝)	25	26
実績	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○	休日9 ○	休日10 ○
計画	27	28	29	30	31	1	2
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	3	4	5	6	7	8	9
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	10	11	12	13	14	15	16
実績	出勤	出勤	出勤	夏季休暇 -	夏季休暇 -	夏季休暇 ○	休日6 ○
計画	17	18	19	20	21	22	23
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○
計画	24	25	26	27	28	29	30
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	31	1	2	3	4	5	6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	7	8	9	10	11	12	13
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	14	15	16	17	18	19	20
実績	出勤	出勤	完成				

- ・着手日から4週（28日）を1サイクルと考える。
- ・雨などによる突発的な現場閉所もカウント可能
- ・原則、1サイクル内での振替えとする。  
（突発的な出勤又は現場閉所の場合は、隣接するサイクル間に振替えも可能）

- ・祝日も休日にカウント可能

- ・原則、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）を連続して取得する。
- ・夏季休暇、年末年始休暇が土曜日、日曜日と重なった分は休日にカウント可能  
（月～金曜日の分は不可）

現場閉所日としてカウントする。  
この場合、「休日5」となる。

- ・最終サイクルが28日に満たない場合は、最終サイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保する。

週休2日工事(現場閉所型) 休日等の考え方 (港湾・漁港事業の場合)

【基本的な考え方】

- ・休日とは、現場での作業（現場事務所での作業を含む）は一切行わず、1日を通して現場閉所することをいう。
- ・工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとする。
- ・1サイクルに土曜日、日曜日以外の祝日がない場合は、その期間に8日間の閉所日を設定する。
- ・1サイクルに祝日がある場合は、その期間に祝日も含めた閉所日を設定する。（祝日も対象）  
ただし、最後の1サイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日、祝日の日数分を確保すれば、達成と判断する。
- ・雨天等により作業を予定していた日に作業ができなかった場合は、休日を予定していた日と振替えることができる。
- ・休日を予定した日に作業を行わなければならなくなった場合は、振替日を設定のうえ、作業を実施することができる。
- ・日曜日が祝日となる場合の振替休日（月曜日）は、祝日では無いことから休日として扱わない。
- ・港湾・漁港事業の場合は、休日日数で考える。
- ・原則として、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間を連続して取得すること。なお、夏季休暇、年末年始休暇については、土曜日、日曜日、祝日と重なった分は休日としてカウント可能とし、月～金曜日と重なった分は、カウント不可とする。

	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6	7
計画				着手日		休日1	休日2
実績				出勤	出勤	○	○
	8	9	10	11	12	13	14
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	15	16	17	18	19	20	21
計画				雨振替休		休日5	休日6
実績	出勤	出勤	出勤	○	出勤	出勤	○
	22	23	24	25	26	27	28
計画						休日7	休日8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	突発出勤	○
	29	30	1	2	3	4	5
計画				振替休		休日1	休日2
実績	出勤	出勤	出勤	○	出勤	○	○
	6	7	8	9	10	11	12(祝)
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	13	14	15	16	17	18	19
計画						休日5	休日6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	20	21	22	23(祝)	24(祝)	25	26
計画		祝日の振替		休日7	休日8	休日9	休日10
実績	出勤	○	出勤	出勤	○	○	○
	27	28	29	30	31	1	2
計画						休日1	休日2
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	3	4	5	6	7	8	9
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	10	11	12	13	14	15	16
計画				夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇	休日6
実績	出勤	出勤	出勤	-	-	○	○
	17	18	19	20	21	22	23
計画						休日7	休日8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	24	25	26	27	28	29	30
計画						休日1	休日2
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	31	1	2	3	4	5	6
計画						休日3	休日4
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	○	○
	7	8	9(祝)	10	11	12	13
計画			休日5			休日6	休日7
実績	出勤	出勤	○	出勤	出勤	○	○
	14	15	16	17	18	19	20
計画			完成				
実績	出勤	出勤	出勤				

・着手日から4週（28日）を1サイクルと考える。  
 ・雨などによる突発的な現場閉所もカウント可能  
 ・原則、1サイクル内での振替えとする。  
 （突発的な出勤又は現場閉所の場合は、隣接するサイクル間に振替えも可能）

・1サイクルの中に祝日が含まれる場合、その日数分を含めて休日を確保する。  
 ・日曜日が祝日となる場合の振替休日は休日として扱わない。

・原則、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）を連続して取得する。  
 ・1サイクルの中に夏季休暇等が含まれる場合、夏季休暇等が土曜日、日曜日及び祝日と重なった分は休日にカウント可能

現場閉所日としてカウントする。  
 この場合、「休日5」となる。

・最終サイクルが28日間に満たない場合、最終サイクルの中の土曜日、日曜日及び祝日の日数分を確保する。

## 週休2日工事(現場閉所型) 休日等の考え方 (建築・設備(プラント設備含む)事業の場合)

## 【基本的な考え方】

- ・休日とは、現場での作業(現場事務所での作業を含む)は一切行わず、1日を通して現場閉所することをいう。
- ・工事着手日から4週間(28日間)を1サイクルとし、すべてのサイクルにおいて8日以上の日数を確保する。ただし、最後の1サイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断する。また、工事着手日から工事完成日までの期間が、28日間に満たない場合は、その期間内の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断する。
- ・雨天等により作業を予定していた日に作業ができなかった場合は、休日を予定していた日と振替えることができる。
- ・休日を予定した日に作業を行わなければならなくなった場合は、振替日を設定のうえ、作業を実施することができる。
- ・日曜日が祝日となる場合の振替休日(月曜日)は、現場閉所日の対象とする。
- ・原則として、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間を連続して取得すること。なお、夏季休暇、年末年始休暇については、土曜日、日曜日と重なった分は休日としてカウント可能とし、月～金曜日と重なった分は、カウント不可とする。

	月	火	水	木	金	土	日
計画	1	2	3	4	5	6	7
実績				着手日 出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	8	9	10	11	12	13	14
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	15	16	17	18	19	20	21
実績	出勤	出勤	出勤	雨振替休 ○	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	22	23	24	25	26	27	28
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	突発出勤	休日7 ○
計画	29	30	1	2	3	4	5
実績	出勤	出勤	出勤	振替休 ○	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	6	7	8	9	10	11	12
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	13	14	15	16	17	18	19
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	20	21	22	23(祝)	24(祝)	25	26
実績	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○	休日9 ○	休日10 ○
計画	27	28	29	30	31	1	2
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	3	4	5	6	7	8	9
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	10	11	12	13	14	15	16
実績	出勤	出勤	出勤	夏季休暇 -	夏季休暇 -	夏季休暇 ○	休日6 ○
計画	17	18	19	20	21	22	23
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○
計画	24	25	26	27	28	29	30
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	31	1	2	3	4	5	6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	7	8	9	10	11	12	13
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	14	15	16	17	18	19	20
実績	出勤	出勤	完成				

- ・着手日から4週(28日)を1サイクルと考える。
- ・雨などによる突発的な現場閉所もカウント可能
- ・原則、1サイクル内での振替えとする。  
(突発的な出勤又は現場閉所の場合は、隣接するサイクル間に振替えも可能)

- ・祝日も休日にカウント可能

- ・原則、年末年始休暇(6日間)、夏季休暇(3日間)を連続して取得する。
- ・夏季休暇、年末年始休暇が土曜日、日曜日と重なった分は休日にカウント可能  
(月～金曜日の分は不可)

現場閉所日としてカウントする。  
この場合、「休日5」となる。

- ・最終サイクルが28日に満たない場合は、最終サイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保する。

週休2日工事(交替制) 休日等の考え方 (一般土木事業の場合)

【基本的な考え方】

- 本取組による休日とは、技術者及び技能労働者が、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないことをいう。
- 当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が、工事着手日（下請企業は、施工体制台帳の工期）から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に8日以上を休日とする。
- 対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
- 年未年始、夏季休暇、祝日は休日としてカウント可能。
- サイクルの途中日から現場に従事し始めた（現場に従事しなくなった）場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウントする。
- 最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断。工事着手日から工事完成日までの期間が、28日間に満たない場合は、その期間内の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、「4週8休」達成と判断。

＜元請企業の例＞

工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとする

		第1週							第2週							第3週							第4週							計																															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28																																
第1サイクル	会社名	氏名																												A建設(元請)	●●	入			休	休					休	休					休	休					休	休					12休		
	氏名	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12																									
	備考	当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が対象														年未年始、夏季休暇、祝日はカウント可																																													
	着手日	年未年始														年未年始																																													
第2サイクル	会社名	氏名																												A建設(元請)	●●				休	休					休	休					休	休					休	休					7休		
	氏名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2																									
	備考	サイクルの途中から従事した場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウント														サイクルの途中で従事しなくなった場合も当該現場に従事した日以外は、休日としてカウント																																													
	着手日	休														休																																													
第3サイクル	会社名	氏名																												A建設(元請)	●●																														4休
	氏名	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3	3	3																								
	備考															完成日																																													
	着手日															当該工事の場合、4週8休は未達成																																													

最終サイクルが28日間に満たない場合は、最終サイクルの内の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば達成と判断（この場合、4日分の休日を確保すれば良い）

下請企業は、施工体制台帳の工期（元請の対象期間とは別に設定）

＜下請企業の例＞

		第1週							第2週							第3週							第4週							計																													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28																														
第1サイクル	会社名	氏名																												B建設(元請)	○○	入				休	休				休	休					休	休					休	休					8休
	氏名	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6		6	6	6	6	6	6	6																						
	備考																																																										

【凡例】 入:現場従事開始日 退:現場従事終了日 休:休日 年:年未年始休暇 夏:夏季休暇 - :対象外期間

週休2日工事(交替制) 休日等の考え方 (港湾・漁港事業の場合)

【基本的な考え方】

- 本取組による休日とは、技術者及び技能労働者が、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないことをいう。
- 当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が、工事着手日（下請企業は、施工体制台帳の工期）から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に8日以上を休日とする。
- 対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
- 年未年始、夏季休暇は、休日としてのカウントは不可。  
ただし、年未年始、夏季休暇の間の土曜日と日曜日と祝日はカウント可。
- サイクルの途中日から現場に従事し始めた（現場に従事しなくなった）場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウントする。
- 最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日、祝日の日数分を確保すれば、達成と判断。

工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとする

<元請企業の例>

第1サイクル	第1週							第2週							第3週							第4週							計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
会社名	氏名																													
A建設(元請)	●●	入			休	休								休	休				年	年	年	休	休	年				休	休	
備考	着手日																												8休	
当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が対象																												10休		
年未年始、夏季休暇と土曜日、日曜日、祝日が重なった場合は、カウント可																														
第2サイクル	第1週							第2週							第3週							第4週							計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
会社名	氏名																													
A建設(元請)	●●				休	休								休	休													休	休	
備考	サイクルの途中から従事した場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウント																												7休	
サイクルの途中で従事しなくなった場合も当該現場に従事した日以外は、休日としてカウント																												9休		
第3サイクル	第1週							第2週							第3週							第4週							計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
会社名	氏名																													
A建設(元請)	●●													退																
備考	完成日																												4休	
当該工事の場合、4週8休は未達成																														

最終サイクルが28日に満たない場合は、最終サイクルの内の土曜日、日曜日、祝日の日数分を確保すれば達成と判断（この場合、4日分の休日を確保すれば良い）

下請企業は、施工体制台帳の工期（元請の対象期間とは別に設定）

<下請企業の例>

第1サイクル	第1週							第2週							第3週							第4週							計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
会社名	氏名																													
B建設(元請)	○○	入				休	休							休	休													休	休	
備考	休																												8休	
休																												8休		

【凡例】 入:現場従事開始日 退:現場従事終了日 休:休日 年:年未年始休暇 夏:夏季休暇 - :対象外期間